

○内閣府令第 号

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二百二十八条の二第一項及び第二百二十九条第二項の規定に基づき、投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令

投資法人の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一編 [略]</p> <p>第二編 会計帳簿</p> <p> 〔第一章・第二章 略〕</p> <p>第三章 純資産</p> <p> 第一節 投資主資本</p> <p> 第一款 [略]</p> <p> 第二款 金銭の分配〔第十八条・第十八条の二〕</p> <p> 〔第三款・第四款 略〕</p> <p> 〔第二節～第五節 略〕</p> <p> 〔第三編・第四編 略〕</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 [略]</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p> 〔一～二十七 略〕</p> <p>二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: right;">目次</p> <p>第一編 [同上]</p> <p>第二編 [同上]</p> <p> 〔第一章・第二章 同上〕</p> <p>第三章 [同上]</p> <p> 第一節 [同上]</p> <p> 第一款 [同上]</p> <p> 第二款 金銭の分配〔第十八条〕</p> <p> 〔第三款・第四款 同上〕</p> <p> 〔第二節～第五節 同上〕</p> <p> 〔第三編・第四編 同上〕</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p> 〔一～二十七 同上〕</p> <p>二十八 買換特例圧縮積立金 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、租税特別措置法（昭和</p>

三十二年法律第二十六号)第六十五条の七第一項(同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。第十八条の二第一項第一号において同じ。)又は第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、同法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益(法第三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。)から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額(第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。)の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

〔二十九〜三十一 略〕

(買換特例圧縮積立金)

第十八条の二 買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合に限り、当該各号に定める金額を取り崩すことができるものとする。

一 買換資産(租税特別措置法第六十五条の七第一項の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号に

三十二年法律第二十六号)第六十五条の七第一項(同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。)若しくは第六十五条の八第一項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第十九条第一項(同法第二十条第七項において準用する場合を含む。)若しくは第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金であるものをいう。ただし、租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する適用事業年度に関して、利益(法第三十六条第一項に規定する利益をいう。以下同じ。)から当該適用事業年度に係る金銭の分配に係る計算書に基づき当該積立金として積み立てた額と貸借対照表上の当該積立金の額との合計額を控除した金額が、当該適用事業年度の第五十一条第一項に規定する税引前当期純利益金額として表示された金額から第五十四条第一項第一号に掲げる前期繰越損失の額を控除した金額(第十八条の二第一項第三号において「配当可能利益の額」という。)の百分の九十に相当する金額を超える場合において、積み立てたものを除く。

〔二十九〜三十一 同上〕

(買換特例圧縮積立金)

第十八条の二 「同上」

一 買換資産(租税特別措置法第六十五条の七第一項(同法第六十五条の八第七項において準用する場合を含む。))の規定の適用を

において同じ。)について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二條第三項の規定により損金の額に算入する額(以下この号において「損金算入額」という。)があるとき、当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額(租税特別措置法第六十五條の七第八項(同法第六十五條の八第十六項において準用する場合を含む。)(の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。)で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

〔二・三 略〕

2 前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、租税特別措置法第六十五條の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するときは、当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額を取り崩すものとする。

受けた同項に規定する買換資産又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九條第一項(同法第二十條第七項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同項に規定する買換資産をいう。以下この号及び次号において同じ。)について、法人税法第三十一条第一項に規定する償却費として損金経理した額のうち同法第二十二條第三項の規定により損金の額に算入する額(以下この号において「損金算入額」という。)があるとき、当該買換資産に係る買換特例圧縮積立金として当該買換資産を取得した営業期間に係る金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた額に当該買換資産に係る損金算入額を当該買換資産の取得価額(租税特別措置法第六十五條の七第八項(同法第六十五條の八第十六項又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十九條第七項若しくは第二十條第十七項において準用する場合を含む。)(の規定の適用がある場合はこれらの規定による減額後の取得価額とする。)で除して得た数を乗じて得た額に相当する金額

〔二・三 同上〕

2 前項の規定にかかわらず、買換特例圧縮積立金は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める金額を取り崩すものとする。

<p>「号を削る。」</p> <p>「号を削る。」</p> <p>第三編 計算関係書類等</p>	<p>一 租税特別措置法第六十五条の八第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき 当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額</p> <p>二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金を積み立てる方法により経理した金額について、同条第七項に規定する取得指定期間を経過するとき 当該金額から同条第九項の規定により益金の額に算入した額を控除して得た額に相当する金額</p> <p>第三編 計算関係書類</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この府令は、公布の日から施行する。

(買換特例圧縮積立金に関する経過措置)

2 投資法人が、金銭の分配に係る計算書に基づき積み立てた任意積立金のうち、所得税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第八号。以下「改正法」という。）第十九条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「旧震災特例法」という。）第十九条第一項（旧震災特例法第二十条第七項において準用する場合を含む。）又は第二十条第一項の規定の適用を受けた積立金（改正法附則第六十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）であるものについては、なお従前の例による。